

平成21年度 第5回薩摩川内市自治総合審議会 議事録

1. 開催日時

平成21年12月1日（火） 14:30～16:00

2. 場所

川内文化ホール 第1会議室

3. 出席者

（自治総合審議会委員）

若松隆久会長，佐藤壮一郎委員，山元貞廣委員，谷口兼弘委員，四元富夫委員，今別府哲矢委員，大六野貞雄委員，下野千代男委員，是沢毅委員，小島恵里委員，橋渡よし江委員，吉満祐市委員，齊藤公子委員

（事務局）

永田企画政策部長，春田企画政策課長，黒木政策グループ長，山元政策グループ員

4. 会議経過

【会長】

説明が終わった。本日は総体的な概要の説明だった。

次回から，先ほど課長からもあったとおり，章別に区切って皆さん方の御質疑，御意見等を承ることにしているが，本日はただいまの御説明，総体的なことについて何か御質疑があれば承りたい。

【委員】

ただいま下期基本計画の主に追加される部分について，上期基本計画から下期基本計画に新たに追加するものについて説明を受けたが，上期基本計画で終了したもの，あるいは都合によって計画を登載することをやめたもの，そういうものがどういうものがあるのか。

一言一句こういうものということは申し上げないが，主な上期基本計画から下期基本計画に登載をしないというものがあったとすれば，今日は結構であるが，できれば次の会でも主なものについて整理して出していただきたい。

もう一つは，基本構想の中でいろいろ意見を出したものについて，下期基本計画の中で

検討、あるいは掲載するか云々ということで、私たちが質問を出したものについて、そういうものが何項目かあったが、本日出されたものにそういうものが網羅されたのか。

網羅されていないとすれば、どのような処理をしていくのか。これも今日もし説明が難しいとなれば、次回以降でもそういうものについてお示ししてほしい。

【事務局】

上期基本計画に搭載しながら、下期基本計画に中止あるいは削除したものがあるのか、完了したもので掲載しなかったものがあるのかについて、それから前回、基本計画の中で検討するという形で出ていて、今回それがどういうことになっているかについては、次回の会議の中で回答したい。

1点目について、例えばタラソセラピーの施設については、これは削除したということではなく、国・県等でいろいろな研究がされているが、施設整備については非常に難しいということがあり、タラソセラピーということではなく、海洋文化ゾーンの中で海洋深層水の利活用について調査・研究を推進するという形でまとめ上げている。

これは記憶があるものの例であり、正式には、次回以降の審議会の中で報告するということをご了解いただきたい。

【会長】

ただいま課長からあったが、次回以降の会議で回答したいということであるが、資料で回答するか、口頭で回答するか。

今日欠席の委員が半分ぐらいいらっしゃるので、できれば文書で、資料で回答してほしいが。

【事務局】

会長の御意向もあるので、できれば資料という形で提示したい。

【委員】

もう一点は、基本計画を審査する上で考えていかなければならないのは、基本計画以外にいろいろな計画がある。

例えば土地利用計画については国土利用計画、これは今後策定するというふうになっていた。

あるいは福祉関係でもたくさんの計画がある。そのあたりとの整合性をどうしていくのか。

都市計画も都市計画法に基づく都市計画決定されたものがある。これらの計画と下期基本計画との関連をどうしていくのかを知らなければ、なかなか意見を出しにくい。その計画に基づいて網羅されていると言われればそれまでであるが。例えば、この期間中に現在

策定済みのものは基本計画の中にあるが、これができた以降に、あと5年間でこの計画の変更があるのはどういうものがあるのか。5年間の中で、それぞれの計画の見直し、あるいは新たに策定されるものがどういうものがあるのか、出していたほうが、財政措置をする上では下期基本計画が実施計画に変わって財政措置されていくが、そのほかにいろいろな計画を市は策定されていく。

分野ごとに、現在あるものがどういう計画と関連するのがあるかを関連づけたものの系統図的なものを示してほしい。

【事務局】

御指摘の件については、第一次薩摩川内市総合計画の219, 220ページの中に関連計画ということで掲載している。

この中で開始年度と完了年度という形でうたっている。基本的には、おっしゃるように、基本構想に基づいて、それに付随する基本計画については構想を基本にしながら策定している。また、上期計画期間中に更新等があって、時代にそぐわない部分等については基本構想の中で、例えば農業基本計画を見直した部分については、それらを反映した形で基本計画の中で変更をかけている。

個別計画については、現在とりまとめを各課に依頼しており、これらについては次回、あるいは年明けになるかもしれないが、その中で個別計画の目的や完了年度等についてお示しできると考えている。

基本的には、委員がおっしゃる形で、きちんと基本構想、基本計画、そして個別計画という流れでつくっているというふうに御理解願いたい。

【委員】

219, 220ページというのは、基本構想の冊子になっている部分の中にあるんですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

それをこの審議をする上で、以前配ってあるので、それを見ながら関連づけて、各部署で当局が説明するときに、そこも関連づけて説明していただくほうがいいと思う。

当局のほうで検討して、こういう関連の計画をつくっているということで説明してほしい。そうでなければ、全部網羅して基本計画の中には具体的なものはできないので、計画書は別途定めてやっているという説明をしていただいたほうがいいのではないかと思う。

【会長】

事務局はよろしいか。

【事務局】

はい。

【会長】

よろしく願います。

【委員】

資料5の107ページの「(2) 中心商店街活性化対策の推進」の「ア」で、先ほど説明があったが、(株)まちづくり薩摩川内の事業があり、「中心市街地」とあるが、まず中心市街地というのはどこからどこまでなのか、どこかで明記してあるのか。中心市街地とはどこのことなのか、ピンとこない。

また、(株)まちづくり薩摩川内は、まちづくり公社とは違うと思うが、どこがどう違うかよくわからない。(株)まちづくり薩摩川内というのは私には固有名詞に見えるが、突然これが出てくる背景について、まちづくり公社とは違うものなのか。

【事務局】

中心市街地については、地図がないとわかりにくいかもしれないが、川内川から向田川のエリア、そして開聞のエリアから川内串木野線から内側に、市役所を過ぎて、3号線を渡って駅前通りを入れて、駅裏の今土地区画整理事業をやっているエリアから川内川まで、駅前西側線を結んだエリアである。

【委員】

誰が決めたのか。

【事務局】

これは都市計画法等に基づくものではなく、薩摩川内市の中心市街地の基本計画の中で定めているものである。

【委員】

市民からの異論はないのか。

【事務局】

つぶさに承知していない中で回答して誤解を招くとよくないので、次回、担当部長から、

あるいは私どもが聞いて回答したい。

【委員】

ここに中心市街地と書いてあるが、どこかに地図があるのか

【事務局】

中心市街地基本計画の中で言っているが、まだ委員にはお渡ししていないので、次回、お渡しする。

【会長】

次回以降の具体的な章に入ったときに、担当部長・課長が来るので、質問をしていただきたい。

【事務局】

市民まちづくり公社というのは㈱まちづくり薩摩川内とは別組織である。これは市の公共施設の管理をしている組織であり、生涯学習事業もやっている。これとは別に、名称が似ていて、市民に混乱を与えるかもしれないが、まちづくり公社協議会という組織があり、これは株式会社まちづくり薩摩川内に変っている。発足は20年4月である。市民まちづくり公社とは全く別の協議会である。

参考までに、前回お配りしている振り返り資料の商工観光部の資料の3ページ、主な取り組みの中に記載している。今まで配付している資料がかなりの分量になっているので大変だろうと思うが、その中に概要や沿革等をうたっている。

株式会社まちづくり薩摩川内については、市が300万円、商工会が160万円、中心市街地の振興組合企業法人から670万円出資して1,130万円を株をもって運営している。主な事業等については、まちあいサロンリニューアル、まちのにぎわい館の運営である。

先ほどの中心市街地のエリアについては、以前お渡しした薩摩川内市を考えるまちづくり計画書の24ページに地図を載せているのでごらんいただきたい。

この中心市街地のエリアの関係と㈱まちづくり薩摩川内の関係については、計画の中にわかるように説明を入れたい。

【委員】

参考までに要望であるが、いろいろ薩摩川内市の全体的なまちづくりの基本的な考え方を整備していくわけであるが、せっかく地図情報が進展しているので、マップを活用して、あるいは薩摩川内市管内のこの辺をという形で、実施計画ではないのでそこまでなくてもよいという意見もあるかもしれないが、全体的な姿をスライドで出しながら、一々細か

く説明する必要はないと思うが、お互い検討する資料として掲げてもらえればわかりやすいと思う。地図情報があるのであれば、有効活用したほうがよいと思う。

今ひとつ、国政の中で政策論議がされているが、そういった面の施策が出された場合、薩摩川内市はどこまで、どのように対応していくのか、その辺が非常に流動的でよく見えないが、基本計画の中に、12月から1月にかけて、具体的な方向が出てきた場合に、それを十分織り込んでいく考えがあるのか。

【事務局】

現在、仕分け作業などいろいろなされているが、方向付けについてはまだはっきり見えていない。情報入手、アンテナは十分配慮ながら各部局でやっているが、まだ全体像がしっかり見えていない。したがって、これからの国の動向を見極めることが1つ、そしてこの審議会の中でいただく意見や議会等の意見も十分参考にしながら、政権交代で見えてくる制度を十分反映させた基本計画にしていきたい。

その中で見えないところはどうするかとか、見えたところは、それを市としてどう受けとめて、どうするかという方向性をかけていけると思うが、見えないところは方向性がかけられないところがあるし、市の夢を描く計画なので、見えないところは市としての考え方を前面に打ち出していく考えもあろうと思う。まだ全体が見えないので、基本計画を決定する3月までの間に、国の状況を見ながら、必要な記載の仕方、計画登載のあり方については十分研究していきたい。

そのように考えているので、委員からの御意見をいただければと思う。

地図情報についての提案があった。先ほど中心市街地のエリアについての質問があったが、この区域はどうするとか、そういった議論をする中では地図情報をこの場で活用できればよいが、まだそこまで事業展開ができていない。ただ、必要な場合は委員に図面を示しながら、あるいはパワーポイントでお示ししながら説明できると思う。地図情報の件については、どのような形でこの審議会に活用できるかを考えたい。

【委員】

先ほど本市の計画についていろいろ申し上げたが、これまで財源の確保のために地域指定を受けたもので国・県の財源措置がなされているものがたくさんある。例えば、地方拠点都市の地域指定に基づき、その計画を立てて、それぞれハード的な事業をやっている、あるいは先般テレビで報道されているように、松下副大臣が原発の交付金等に基づく財源措置については制限があったが、市町村に裁量を任せるとおっしゃっている。そういうことによって、施策が大きく変わってくるのではないかと。今まで限られた用途にしか使えなかったもので、それを計画に使うということにしていたが、自由裁量で使えることになれば、本市の基本計画、実施計画も大きく変わることも想定される。あるいは、地方拠点都市の地域指定に基づく事業も、そのまま続けられていくのかどうか、いつまで市が計画をつく

っているかわからないが、これらがどうなるかはっきりしない。また、合併特例債が使える期限が10年なので、基本構想の中でも200億円以内で合併特例債を利用したいということで議論され、現在半分程度使っている。あと5年間で100億円あるが、この事業の中にどういうものに充当していくかによって、基本計画そのものが大きく変わる。これまで甌島航路の問題が大きくかかって、船の購入に云々という話もあったが、それらも踏み込んで決めておかなければ、あと5年間しかない。100億円をどう使うかということは、基本計画によって裏打ちされる財源が大きく変わってくる。その辺をどうするのかについての方針を明らかにしてこの議論をさせないと、財源をあまり言うと、厳しい財源になって夢も希望もなくなるというのがあるが、国からいただくお金の用途が限定されたり、期限が限定されているものは考慮して議論しなければならないと思う。

担当部署だけでなく、市の幹部と協議して、考え方について示していただいて議論していただくほうがいいのではないかと。

【事務局】

非常に難しい質問である。

例えば地方拠点都市指定や電源交付金についての補助金がいつまで、どのような形で来るのか、それによって基本計画の議論が変わってくると思う。特に原電交付金については自由度が高まるという新聞報道もある。

我々は、交付金の使途が限定されず、幅広く使えれば、いろんな夢を描けていいと思うが、まだ見えていない。私どもが財政当局から財源的なフレーム、これからの財政見通しを概数でいただいているが、かなり厳しい状況であり、自由度が高まることはよいが、そういったところに加えられていくのか疑問に思っている。

合併特例債の期限については、合併から10年間で、26年までである。本市の場合も総額400億円強の起債限度額はあるが、後年度の借金負担を考えて、おおむね200億円程度に収めようとしている。100強は既に起債事業に充てている。これから何に充てていくか、この場で明確に申し上げられないが、基本的には大型事業、適債事業の要件もあるので、まずそれをクリアすること。それと、大型事業で、甌島の船の問題もあるし、現在整備を進めている防災行政無線の戸別受信機、し尿処理センター、汚泥再生処理センターも既にこの起債を充てている。今後考えられるのが消防庁舎の建設や、その他大型事業がまだある。どの事業にどれだけ充てるか、今のところ回答できる状況ではないが、今後の議論だと思う。

起債枠を広げていって、いろんな事業ができればよいが、行財政の健全化の堅持等を考えた場合に、借金をどんどんしていくというのは慎重にあるべきだろうと考えている。

今後の考え方については、各部署から説明させる。

【委員】

基本計画を審議して、5年間の計画を策定するが、その年度から次の実施計画を3年間をつくっていく。3年間の実施計画の金額を大体入れて実施計画をつくる。毎年、1年進むごとに、次の4年目のものまで含んで金額を入れていく。そうすると、どうしても基本計画5年であるが、実施計画を同時につくるので、財政の使い道を避けて通ることはできない。金の使い方をどうするかという考え方を抜きにしては、下期計画はつくれないう。大きな事業の実施計画は、国・県の事業を除いて、数字を大体入れていくようになっている。合併特例債の100億円も想定して、どういうものということで基本計画の中に盛り込んでいかないといけないと思う。

地方拠点都市事業で計画をつくって、大体どれぐらい充当するかわかっているのだから、その辺も含めて方向性だけは示したほうがいいのではないか。その辺は財政当局の全体のフレームもあるだろうが、それを示して議論しなければ、うまくいかないと思う。

示し方については庁内で検討して、今後の各章の検討の中で、この計画を立てても着手するのは非常に難しいかもしれないものは、そういうものも含めて審議したほうが、実現性を含めてどうなのかという、表現の仕方だと思うが、その辺をしたほうがよいのではないか。

これだけは何としても推し進めていくんだという意欲を示すような格好で、強弱をつけて計画を立てたほうがよいと思う。

【会長】

今日は4時までの目途でやっているのだから、まだいろいろ御質疑があると思うが、次回以降の各章の具体的な審議の中で出していただければと思う。

ただいま今別府委員からあった御意見、要望等については、庁内で検討して、次回以降、反映できるところは反映して、説明をお願いする。財政的なフレーム等が重要だという御意見なので、財政当局とも審議していただきたい。

【事務局】

内部で検討して、次回にお答えしたい。

【委員】

委員がおっしゃることはわかるが、非常に当局となると、そこまで実施計画まで見込んだ計画となると、自分たちも大変であるし、それに向けてつくる計画なので、各部のほうも苦勞するのではないかと思う。

その辺はオブラートという気持ちでいかないと、執行部も大変ではないかと思った。

同じ委員同士で、そういう意見もあるということで申し上げたい。

【会長】

ほかはないか。

それでは、今日いろいろ出たので、次回以降、資料等の提出も含めてよろしく願います。

以上